

平成27年12月17日

関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止を行いましたのでお知らせします。

指名停止の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

日本システムサイエンス株式会社

東京都千代田区平河町2-4-14

2 指名停止の期間

平成27年12月17日～平成28年3月16日(3ヶ月)

3 指名停止の理由

元社長が厚生労働省発注のマイナンバー制度導入に絡む業務の入札に際し、受注できるよう便宜を図ってもらった見返りに現金100万円を渡したとして、平成27年10月13日、厚生労働省情報政策担当参事官室の室長補佐が収賄の容疑で逮捕された。

元社長の贈賄については、公訴時効が成立しているが、贈賄を行った事実が明確であるため、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号)別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号(不正又は不誠実な行為)に該当することから、3ヶ月の指名停止を行った。

<物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領>

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 第13号

措置要件	期間及び措置対象区域
(不正又は不誠実な行為) 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局 経理課 電話 027-210-1149

担当: 契約適正化専門官